

◎新潟県告示第201号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金統制額を次のとおり指定し、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成26年3月新潟県告示第328号（公衆浴場入浴料金統制額の指定）は、令和2年3月31日限りで廃止する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

大人料金 (12歳以上の者)	中人料金 (6歳以上12歳未満の者)	小人料金 (6歳未満の者)
440円	150円	70円